

令和6年4月1日から義務づけられる取組について

1. 業務継続計画(BCP)の策定等について
2. 高齢者虐待防止の推進について
3. 身体拘束等の適正化の推進



令和6年3月15日
日立市介護保険課

1. BCP未策定事業所への減算

事業者は、感染症や非常事態の発生時における、サービス提供の継続的な実施及び、非常時も体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要があります。

BCP未策定の事業所は、基本報酬が**減算**されます。

対 象	全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)
算 定 要 件	以下の措置が講じられていない場合 ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
減算単位数	【業務継続計画未実施減算】 ▶ 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3 ▶ その他サービス 所定単位数の100分の1
経 過 措 置	感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害時に関する具体計画の策定を行っている場合 <u>令和7年3月31日までの間は減算を適用しない。</u> ※訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅支援については、 <u>令和7年3月31日までの間は減算を適用しない</u>

2. 高齢者虐待防止の推進

事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、措置を講じる必要があります。

高齢者虐待防止措置未実施の事業所は、基本報酬が**減算**されます。

対 象	全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)
算 定 要 件	以下の措置が講じられていない場合 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的 に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること ② 虐待の防止のための指針を整備すること ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること ④ ①～③の措置を適切に実施するための担当者を置くこと
減算単位数	【高齢者虐待防止措置未実施減算】 所定単位数の100分の1
経 過 措 置	経過措置なし ※福祉用具貸与に関しては、サービス提供の様態が他サービスと異なる等を踏まえ、3年 間の経過措置を設ける

3. 身体拘束等の適正化の推進

身体拘束等の適正化の推進未実施の事業所は、基本報酬が**減算**されます。

対 象	(1) 短期入所系サービス 多機能系サービス	(2) 訪問系サービス、通所系サービス、 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、 居宅介護支援
算 定 要 件	以下の措置が講じられていない場合	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体拘束等の適正化のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正のための研修を定期的実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと
減算単位数	【身体拘束廃止未実施減算】 所定単位数の100分の1	
経 過 措 置	令和7年3月31日までの間は減算を適用しない	経過措置なし

令和7年度から義務づけられる取組について

1. 「書面掲示規制」の見直し
重要事項等のウェブサイト上への公開



令和6年3月15日
日立市介護保険課

1. 「書面揭示規制」の見直し 重要事項等のインターネットへの公開

【対象】全サービス

現在、事業所内に掲示している**重要事項等**について、事業所内での掲示に加え、**ウェブサイト上**(法人のホームページ又は介護サービス情報公表システム上)**に掲載・公表**しなければならないこととなりました。

(令和7年度から義務付け)

義務づけられる取組について

現時点では、市に提出等は求めませんが、

今後、運営推進会議の際に確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

また、対応や措置について提出を求める場合があります。

各事業所において、適切な措置・対応をお願いします。

